

府子本第 303 号  
雇児保発 0401 第 2 号  
平成 29 年 4 月 1 日

各都道府県民生主管部（局）長 殿  
各指定都市・中核市民生主管部（局）長

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）  
竹 林 経 治

(印鑑印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

巽 慎 一

(印鑑印刷)

平成 29 年度税制改正に係る子ども・子育て支援新制度における税制上の取  
扱いについて（通知）

平成 29 年度税制改正により、下記のとおり税制上の措置が講じられ、関係法令が改正されました（別紙 1～3 参照）。その内容及び税制上の取扱いに関する留意点は下記のとおりですので、貴職におかれては、十分ご了知の上、関係部局や管内の市町村、事業者等へ周知し、その運用に遺漏のないようご配慮いただけるようお願いいたします。なお、こうした取扱いについては、財務省及び総務省とも協議済である旨申し添えます。

## 記

### 1 企業主導型保育事業に対する税制上の所要の措置

#### (1) 固定資産税及び都市計画税関係

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「新地方税法」という。）附則第 15 条第 44 項の規定により、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間（以下「補助開始対象期間」という。）に、企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者が当該事業の用に供する固定資産（有料で借り受けたものを除く。）に対して課される固定資産税又

は都市計画税の課税標準は、補助開始対象期間内に最初に補助を受けた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の2分の1を参酌して3分の1から3分の2の範囲内で市町村の条例で定める割合とされたこと。

## (2) 事業所税関係

新地方税法附則第33条第6項の規定により、補助開始対象期間に、企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者が当該事業の用に供する施設に係る事業所税のうち資産割又は従業者割の課税標準となるべき事業所床面積又は従業者給与総額の算定については、当該事業が法人の事業である場合にはその者が補助を受けた日（以下「補助開始日」という。）の属する事業年度から当該補助を受けなくなった日前に終了した事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合にはその者が補助開始日から当該補助を受けなくなった日の属する年前の年分までに限り、当該事業所に係る事業所床面積又は従業者給与総額から、当該企業主導型保育事業の用に供する事業所床面積又は従業者給与総額のそれぞれ4分の3に相当する面積又は金額を控除することとされたこと。

## (3) 学校等給食用の輸入脱脂粉乳に係る関税の取扱いについて

関税定率法等の一部を改正する法律（平成29年法律第13号）による改正後の関税暫定措置法別表第1第0402・10号の2の(一)及び第0402・21号の2の(一)並びに別表第1の3第0402・10号の2の(一)及び第0402・21号の2の(一)並びに関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成29年政令第127号）による改正後の関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第45条第2項の規定により、学校等給食用の輸入脱脂粉乳に係る関税を無税（関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号）別表に掲げる数量を超える場合には関税暫定措置法別表第1の3第0402・10号の2の(一)及び第0402・21号の2の(一)に掲げる税率）とする軽減措置の対象として、企業主導型保育事業に係る施設が追加されたこと。

## 2 家庭的保育事業、居宅訪問型訪問事業又は事業所内保育事業に対する税制上の所要の措置

### (1) 固定資産税及び都市計画税関係

新地方税法第349条の3第28項、第29項及び第30項並びに第702条第2項の規定により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項の規定により家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員が5人以下であるものに限る。）の認可を受けた者が当該事業の用に供する家屋及び償却資産に対して課される固定資産税又は都市計画税の課税標準は、当該家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の2分の1を参酌して3分の1から3分の2の範囲内で市町村の条例で定める割合とされたこと。

### (2) 不動産取得税関係

新地方税法第73条の14第11項、第12項及び第13項の規定により、児童福祉法第34条の15第2項の規定により家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利

用定員が5人以下であるものに限る。)の認可を受けた者が当該事業の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)に対して課される不動産取得税の課税標準は、当該家屋の価格の2分の1を参酌して3分の1から3分の2の範囲内で道府県の条例で定める割合を価格から控除することとされたこと。

### 3 固定資産税等の特例措置に係るわがまち特例について

平成29年度税制改正において、上記のとおり、企業主導型保育事業に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置並びに家庭的保育事業、居宅訪問型訪問事業又は事業所内保育事業に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税の特例措置については、わがまち特例が導入された。

各地方団体において、管内の待機児童の状況等を踏まえつつ、新たな受け皿確保のための施設整備の必要性を考慮し、その活用を図ることが望まれる。

### 4 税務部局等との連携について

各種税制上の非課税措置等が講じられることとなる企業主導型保育事業及び地域型保育事業について、地方団体の福祉部局においては、それらの措置が適切に講じられるよう、事業を実施する施設等を確認・把握した際の情報を共有する等、当該地方団体の税務部局等と連携を図ること。

(添付資料)

別添1：新旧対照表(地方税法(法律))(抄)

別添2：新旧対照表(地方税法(政令))(抄)

別添3：新旧対照表(地方税法(省令))(抄)

別添4：新旧対照表(関税暫定措置法(法律))(抄)

別添5：新旧対照表(関税暫定措置法施行令等(政令))(抄)

<問い合わせ先>

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)

03-6257-1465(直通)